

# 第79期

## 定時株主総会及び普通株主様による 種類株主総会招集ご通知

### ■目次

第79期定時株主総会及び普通株主様による 種類株主総会招集ご通知……………	1
インターネットによる議決権行使のご案内…	3
株主総会参考書類……………	5
定時株主総会	
第1号議案 定款一部変更（1）の件 ……	5
第2号議案 第三者割当による募集株式（C種種類 株式及びD種種類株式）の発行の件…	33
第3号議案 定款一部変更（2）の件…	40
第4号議案 剰余金の処分の件……………	60
第5号議案 取締役6名選任の件……………	62
第6号議案 監査役1名選任の件……………	70
第7号議案 補欠監査役1名選任の件…	72
普通株主様による種類株主総会	
議案 定款一部変更の件……………	74

### ■開催日時

2026年6月26日（金曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

### ■開催場所

東京都品川区大崎五丁目6番4号

都五反田ビル東館5階 当社研修室

### ■決議事項

#### 【定時株主総会】

第1号議案 定款一部変更（1）の件
第2号議案 第三者割当による募集株式（C種種類 株式及びD種種類株式）の発行の件
第3号議案 定款一部変更（2）の件
第4号議案 剰余金の処分の件
第5号議案 取締役6名選任の件
第6号議案 監査役1名選任の件
第7号議案 補欠監査役1名選任の件

#### 【普通株主様による種類株主総会】

議案 定款一部変更の件
-------------

会社法改正による電子提供制度の施行に伴い株主総会資料をウェブサイトに掲載して提供することとなりましたが、本定時株主総会及び普通株主様による本種類株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、従来どおりすべての株主様に株主総会資料を書面でお送りしております。

（証券コード 6997）

株 主 各 位

東京都品川区大崎五丁目6番4号  
**日本ケミコン株式会社**  
代表取締役社長 今 野 健 一

## 第79期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

今回の定時株主総会には、第1号議案「定款一部変更（1）の件」を議案として上程いたしますが、当該議案につきましては、会社法第322条第1項第1号に基づく決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

本定時株主総会及び普通株主様による本種類株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第79期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会（2026年6月26日）招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.chemi-con.co.jp/company/ir/event/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご覧下さい。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら本定時株主総会及び普通株主様による本種類株主総会に係る各参考書類をご検討の上、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都品川区大崎五丁目6番4号  
都五反田ビル東館5階 当社研修室

### 3. 目的事項

#### 【定時株主総会】

- 報告事項**
1. 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
  2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- |       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更（1）の件                       |
| 第2号議案 | 第三者割当による募集株式（C種種類株式及びD種種類株式）の発行の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更（2）の件                       |
| 第4号議案 | 剰余金の処分の件                          |
| 第5号議案 | 取締役6名選任の件                         |
| 第6号議案 | 監査役1名選任の件                         |
| 第7号議案 | 補欠監査役1名選任の件                       |

#### 【普通株主様による種類株主総会】

#### 決議事項

- |    |          |
|----|----------|
| 議案 | 定款一部変更の件 |
|----|----------|

### 4. 議決権の行使等についてのご案内

- (1) 書面により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さい。
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従い、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに賛否をご入力下さい。詳細につきましては、3～4ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照下さい。
- (3) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使書とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (5) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。  
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## <インターネットによる議決権行使のご案内>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、インターネットまたは書面（議決権行使書）による議決権行使のお手続はいずれも不要です。

記

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2026年6月25日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
  - ① 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
  - ② 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
  - ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## (2) スマートフォンによる方法

- ① 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること  
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。  
(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ② スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコード  
でのログインができない場合には、上記「2.(1) パソコンによる方法」にて議決権行使を行  
って下さい。  
※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

## 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様  
のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）

## 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営  
する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における  
議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

【定時株主総会】  
株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更（1）の件

1. 提案の理由

C種種類株式及びD種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてC種種類株式及びD種種類株式を追加するとともに、C種種類株式及びD種種類株式に関する規定を新設するものであります。C種種類株式及びD種種類株式を発行する理由につきましては、第2号議案をご参照ください。

なお、本定款変更については、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式	第2章 株式
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）
第5条 当社の発行可能株式総数は、5,500万株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。	第5条 当社の発行可能株式総数は、5,500万株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。
普通株式 5,500万株	普通株式 5,500万株
A種種類株式 10,000株	A種種類株式 10,000株
B種種類株式 5,000株	B種種類株式 5,000株
	<u>C種種類株式 6,000株</u>
	<u>D種種類株式 3,000株</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(A種種類株式) 第5条の2</p> <p>1. 当社の発行するA種種類株式の内容は、次項から第10項までに定めるものとする。</p> <p>2. 剰余金の配当</p> <p>(1) A種優先配当金</p> <p>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下本条において配当基準日という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下本条においてA種種類株主という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下本条においてA種種類株主等という。）に対し、本条第10項第1号に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下本条においてA種優先配当金という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2)～(3) &lt;条文省略&gt;</p> <p>(4) 累積条項</p> <p>ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本号に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の</p>	<p>(A種種類株式) 第5条の2</p> <p>1. 当社の発行するA種種類株式の内容は、次項から第9項までに定めるものとする。</p> <p>2. 剰余金の配当</p> <p>(1) A種優先配当金</p> <p>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下本条において配当基準日という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下本条においてA種種類株主という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下本条においてA種種類株主等という。）に対し、第5条の6第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下本条においてA種優先配当金という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2)～(3) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(4) 累積条項</p> <p>ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本号に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本項第2号に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本項第2号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下本号において不足事業年度という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下本号において不足事業年度定時株主総会という。)の翌日(同日を含む。)から累積額がA種種類株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が2026年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率5.5%の利率で、当該事業年度が2026年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率7.5%の利率で、1年毎(ただし、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。)から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含む。)までとする。)の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下本条においてA種累積未払配当金相当額という。)については、<u>本条第10項第1号</u>に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額</p>	<p>末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本項第2号に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本項第2号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下本号において不足事業年度という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下本号において不足事業年度定時株主総会という。)の翌日(同日を含む。)から累積額がA種種類株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が2026年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率5.5%の利率で、当該事業年度が2026年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率7.5%の利率で、1年毎(ただし、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。)から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含む。)までとする。)の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下本条においてA種累積未払配当金相当額という。)については、<u>第5条の6第1項</u>に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>3. 残余財産の分配</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当会社は、残余財産を分配するときには、A種類株主等に対し、<u>本条第10項第2号</u>に定める支払順位に従い、A種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および本項第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下本条においてA種残余財産分配額という。）の金銭を支払う。ただし、本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下本条において分配日という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種類株主等が権利を有するA種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2)～(3) &lt;条文省略&gt;</p> <p>4.～9. &lt;条文省略&gt;</p> <p>10. 優先順位</p> <p>(1) <u>A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額</u>ならびに<u>普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下本条において普通株主等と総称する。）</u>および<u>B種類株式を有する株主またはB種類株式の登録株式質権者（以下本条においてB種類株主等と総称する。）</u></p>	<p>に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>3. 残余財産の分配</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当会社は、残余財産を分配するときには、A種類株主等に対し、<u>第5条の6第2項</u>に定める支払順位に従い、A種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および本項第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下本条においてA種残余財産分配額という。）の金銭を支払う。ただし、本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下本条において分配日という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種類株主等が権利を有するA種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2)～(3) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>4.～9. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</p> <p>(2) A種種類株式、B種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式およびB種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</p> <p>(3) 当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</p> <p>(B種種類株式) 第5条の3</p> <p>1. 当社の発行するB種種類株式の内容は、次項から第9項までに定めるものとする。</p> <p>2. 剰余金の配当</p> <p>(1) B種配当金</p> <p>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下本条において普通株主等と総称する。）に対して剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下本条において配当基準日という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主（以下本条においてB種種類株主という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下本条においてB種種類株主等という。）に対し、<u>本条第9項第1号</u>に定める支払順位に従い、B種種類株式1株</p>	<p>(B種種類株式) 第5条の3</p> <p>1. 当社の発行するB種種類株式の内容は、次項から第8項までに定めるものとする。</p> <p>2. 剰余金の配当</p> <p>(1) B種配当金</p> <p>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下本条において普通株主等と総称する。）に対して剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下本条において配当基準日という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主（以下本条においてB種種類株主という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下本条においてB種種類株主等という。）に対し、<u>第5条の6第1項</u>に定める支払順位に従い、B種種類株式1株</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当りに支払われる金銭を、以下本条においてB種配当金という。）を行う。なお、B種配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) &lt;条文省略&gt;</p> <p>3. 残余財産の分配</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、<u>本条第9項第2号</u>に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額の金銭を支払う。</p> <p>(2) &lt;条文省略&gt;</p> <p>4. ～ 8. &lt;条文省略&gt;</p> <p>9. 優先順位</p> <p>(1) <u>A種優先配当金（第5条の2に定義する。）</u>、<u>A種累積未払配当金相当額（第5条の2に定義する。）</u>ならびに<u>普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</u></p> <p>(2) <u>A種種類株式、B種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類</u></p>	<p>につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当りに支払われる金銭を、以下本条においてB種配当金という。）を行う。なお、B種配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3. 残余財産の分配</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、<u>第5条の6第2項</u>に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額の金銭を支払う。</p> <p>(2) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>4. ～ 8. &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>株式およびB種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</p> <p>(3) <u>当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>(C種種類株式)</p> <p>第5条の4</p> <p>1. <u>当社の発行するC種種類株式の内容は、次項から第9項までに定めるものとする。</u></p> <p>2. <u>剰余金の配当</u></p> <p>(1) <u>C種優先配当金</u></p> <p><u>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下本条において配当基準日という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたC種種類株式を有する株主（以下本条においてC種種類株主という。）またはC種種類株式の登録株式質権者（C種種類株主と併せて以下本条においてC種種類株主等という。）に対し、第5条の6第1項に定める支払順位に従い、C種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりC種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下本条においてC種優先配当という。）を行う。ただし、配当基準日から当該配当基準日に係る剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がC種種類株式を取得した場合、当該C種種類株式については当該配当基準日に係る剰余</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>金の配当を行うことを要しない。なお、C種優先配当金に、各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) C種優先配当金の金額</p> <p>1,000,000円（以下本条において払込金額相当額という。）および前事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当後のC種累積未払配当金相当額（本項第4号に定める。）（もしあれば）の合計額に、以下の年率を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日がC種種類株式の発行日と同一の事業年度に属する場合は、C種種類株式の発行日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてC種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るC種優先配当金の額は、その各配当におけるC種優先配当金の合計額を控除した金額とする。</p> <p>① C種種類株式の発行日（同日を含む。）から同日の3年後の応当日（同日を含む。）までの期間：6.5%</p> <p>② C種種類株式の発行日の3年後の応当日の翌日（同日を含む。）以降の期間：8.5%</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(3) 非参加条項  <u>当社は、C種種類株主等に対しては、C種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p> <p>(4) 累積条項  <u>ある事業年度に属する日を基準日としてC種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度に係るC種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本項第2号に従い計算されるC種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本項第2号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。本号に従い累積する金額（以下本条においてC種累積未払配当金相当額という。）については、第5条の6第1項に定める支払順位に従い、C種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うC種累積未払配当金相当額に、各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p>3. 残余財産の分配  (1) 残余財産の分配  <u>当社は、残余財産を分配するときは、C種種類株主等に対し、第5条の6第2項に定める支</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>払順位に従い、C種種類株式1株につき、払込金額相当額に、C種累積未払配当金相当額および本項第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下本条においてC種残余財産分配額という。）の金銭を支払う。なお、C種残余財産分配額に、各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 非参加条項 C種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(3) 日割未払優先配当金額 C種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、残余財産の分配が行われる日（以下本条において分配日という。）の属する事業年度において、分配日を基準日としてC種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前項第2号に従い計算されるC種優先配当金相当額とする（以下本条においてC種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を日割未払優先配当金額という。）。</p> <p>4. 議決権 C種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>5. 金銭対価とする取得請求権 (1) 金銭対価取得請求権 C種種類株主は、C種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するC種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本条において金銭対価取得請求という。）ができるものとし、当会社は、当該金銭対価取得請求に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、法令の</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>許容する範囲内において、当該金銭対価取得請求に係るC種種類株式の数に、C種種類株式1株当たりの払込金額相当額ならびにC種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、当該C種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るC種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 金銭対価取得請求の効力発生  金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が当会社に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</p> <p>6. 金銭を対価とする取得条項  当社は、C種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下本条において金銭対価償還日という。）が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、C種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下本条において金銭対価償還という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るC種種類株式の数に、C種種類株式1株当たりの払込金額相当額ならびにC種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、C種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項におい</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>ては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るC種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>C種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、C種種類株主から取得すべきC種種類株式を決定する。</p> <p>7. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除</p> <p>当会社が株主総会の決議によってC種種類株主との合意により当該C種種類株主の有するC種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</p> <p>8. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等</p> <p>(1) 当社は、C種種類株式について株式の分割または併合を行わない。</p> <p>(2) 当社は、C種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>(3) 当社は、C種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</p> <p>9. 譲渡制限</p> <p>譲渡によるC種種類株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p>(D種種類株式)</p> <p>第5条の5</p> <p>1. 当社の発行するD種種類株式の内容は、次項から第10項までに定めるものとする。</p> <p>2. 剰余金の配当</p> <p>(1) D種優先配当金</p> <p>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするとき、当該剰余金の配当の基準日（以下本条において配当基準日という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたD種種類株式を有する株主（以下本条においてD種種類株主という。）またはD種種類株式の登録株式質権者（D種種類株主と併せて以下本条においてD種種類株主等という。）に対し、第5条の6第1項に定める支払順位に従い、D種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりD種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下本条においてD種優先配当金という。）を行う。ただし、配当基準日から当該配当基準日に係る剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がD種種類株式を取得した場合、当該D種種類株式については当該配当基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、D種優先配当金に、各D種種類株主等が権利を有するD種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) D種優先配当金の金額</p> <p>1,000,000円（以下本条において払込金額相当額という。）および前事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当後のD種累積未払配当金相当額（本項第4号に定める。）（もしあれば）の合計額に、以下の年率を乗じて算出した額の</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日がD種種類株式の発行日と同一の事業年度に属する場合は、D種種類株式の発行日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてD種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るD種優先配当金の額は、その各配当におけるD種優先配当金の合計額を控除した金額とする。</p> <p>① <u>D種種類株式の発行日（同日を含む。）から同日の3年後の応当日（同日を含む。）までの期間：5.0%</u></p> <p>② <u>D種種類株式の発行日の3年後の応当日の翌日（同日を含む。）以降の期間：7.0%</u></p> <p>(3) <u>非参加条項</u>  <u>当社は、D種種類株主等に対しては、D種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p> <p>(4) <u>累積条項</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>ある事業年度に属する日を基準日としてD種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度に係るD種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本項第2号に従い計算されるD種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本項第2号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。本号に従い累積する金額（以下本条においてD種累積未払配当金相当額という。）については、第5条の6第1項に定める支払順位に従い、D種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うD種累積未払配当金相当額に、各D種種類株主等が権利を有するD種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>3. 残余財産の分配</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、D種種類株主等に対し、第5条の6第2項に定める支払順位に従い、D種種類株式1株につき、払込金額相当額に、D種累積未払配当金相当額および本項第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下本条においてD種残余財産分配額という。）の金銭を支払う。なお、D種残余財産分配額に、各D種種類株主等が権利を有するD種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 非参加条項</p> <p>D種種類株主等に対しては、前号のほか、残余</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>財産の分配は行わない。</p> <p>(3) <u>日割未払優先配当金額</u>  <u>D種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、残余財産の分配が行われる日（以下本条において分配日という。）の属する事業年度において、分配日を基準日としてD種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前項第2号に従い計算されるD種優先配当金相当額とする（以下本条においてD種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を日割未払優先配当金額という。）。</u></p> <p>4. <u>議決権</u>  <u>D種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>5. <u>普通株式を対価とする取得請求権</u>  (1) <u>普通株式対価取得請求権</u>  <u>D種種類株主は、D種種類株式の発行日の1年後の応当日の翌日以降いつでも、当会社に対して、次号に定める数の普通株式（以下本条において請求対象普通株式という。）の交付と引換えに、その有するD種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本条において普通株式対価取得請求という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るD種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該D種種類株主に対して交付するものとする。</u></p> <p>(2) <u>D種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</u>  <u>D種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るD種種類株式の数に、D種種類株式1株当たりの払込金額相当額ならびにD種累積未払配当金相当額</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p> <u>および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額を、次号および本項第4号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本項においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「普通株式対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るD種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</u> </p> <p> <u>(3) 取得価額</u>  <u>1,396円</u> </p> <p> <u>(4) 取得価額の調整</u> </p> <p> <u>(a) D種種類株式の発行日の翌日（同日を含む。）以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</u> </p> <p> <u>①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</u> </p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>調整後 取得価額</p> $= \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{分割前発行済普通株式数}} \times \frac{\text{分割後発行済普通株式数}}{\text{分割前発行済普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</p> <p>調整後 取得価額</p> $= \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{併合前発行済普通株式数}} \times \frac{\text{併合後発行済普通株式数}}{\text{併合前発行済普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p> <p>③本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換、会社分割もしくは株式交付により普通株式を交付する場合、当社またはその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>をいう。)の取締役その他の役員または使用人に株式報酬として当会社の普通株式を交付する場合(株式報酬の給付を行うために信託会社へ当会社の普通株式を交付する場合を含む。)を除く。)、次の算式(以下本条において取得価額調整式という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下本条において株主割当日という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。また、取得価額調整式における「発行済普通株式数」は、調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日(株主への割当てに係る基準日を定めた場合は株主割当日)における当社の発行済普通株式数に、当該調整後取得価額を適用する日より前に下記④もしくは⑤または本号(b)①乃至③に基づき交付されたものとみなされる</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>普通株式がある場合、当該普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とし、「当社が保有する普通株式の数」は、調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日（株主への割当てに係る基準日を定めた場合は株主割当日）における当社の保有する普通株式数とする。</p> $  \begin{array}{r}  \text{調整後} \\  \text{取得価} \\  \text{額} \\  \text{三} \\  \times \\  \text{調整前} \\  \text{取得価} \\  \text{額} \\  \text{二} \\  \times \\  \text{（発行済} \\  \text{普通株式数} \\  \text{）} \\  \text{一} \\  \text{（発行済} \\  \text{普通株式数} \\  \text{）} \\  \text{普通株式1株} \\  \text{当たりの時価} \\  \text{（発行済普通株式数} \\  \text{－当社が保有する普通株式の数）} \\  \text{＋新たに発行する普通株式の数} \\  \text{）} \\  \text{普通株式の数} \\  \text{×} \\  \text{1株当たり} \\  \text{払込金額} \\  \text{）} \\  \text{＋} \\  \text{当社が保有} \\  \text{する普通株式} \\  \text{の数）} \\  \text{普通株式1株} \\  \text{当たりの時価} \\  \text{（発行済普通株式数} \\  \text{－当社が保有する普通株式の数）} \\  \text{＋新たに発行する普通株式の数} \\  \text{）}  \end{array}  $ <p>④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p> <u>下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</u> </p> <p> ⑤行使することによりまたは当会社を取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かか </p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p> <u>る新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員に対してストック・</u> </p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p> <p>(b) 本号 (a) に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はD種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>①合併、株式交換、株式交換もしくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の全部もしくは一部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>③その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(c) 価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p> <u>する日（ただし、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下本条において東京証券取引所という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する20取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下本条においてVWAPという。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。本条において「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</u> </p> <p> <u>(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本（e）により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u> </p> <p> <u>(5) 普通株式対価取得請求受付場所</u>  <u>株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号</u>  <u>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</u> </p> <p> <u>(6) 普通株式対価取得請求の効力発生</u>  <u>普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</u> </p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(7) <u>普通株式の交付方法</u>  <u>当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたD種種類株主に対して、当該D種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</u></p> <p>6. <u>金銭を対価とする取得請求権</u></p> <p>(1) <u>金銭対価取得請求権</u>  <u>D種種類株主は、D種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するD種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本条において金銭対価取得請求という。）ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るD種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価取得請求に係るD種種類株式の数に、D種種類株式1株当たりの払込金額相当額ならびにD種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、当該D種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るD種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(2) <u>金銭対価取得請求の効力発生</u>  <u>金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が当社に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>7. <u>金銭を対価とする取得条項</u>  <u>当社は、D種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下本条において金銭対価償還日という。）が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、D種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下本条において金銭対価償還という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るD種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るD種種類株式の数に、D種種類株式1株当たりの払込金額相当額ならびにD種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、D種種類株主に対して交付するものとする。</u>  <u>なお、本項においては、日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。</u>  <u>また、金銭対価償還に係るD種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。D種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって、D種種類株主から取得すべきD種種類株式を決定する。</u></p> <p>8. <u>自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除</u>  <u>当社が株主総会の決議によってD種種類株主との合意により当該D種種類株主の有するD種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</u></p> <p>9. <u>株式の併合または分割、募集株式の割当て等</u>  <u>(1) 当社は、D種種類株式について株式の分割または併合を行わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>(2) 当社は、D種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>(3) 当社は、D種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</p> <p>10. 譲渡制限</p> <p>譲渡によるD種種類株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>(優先順位)</p> <p>第5条の6</p> <p>1. A種優先配当金（第5条の2に定義する。）、A種累積未払配当金相当額（第5条の2に定義する。）、普通株主等（第5条の3に定義する。）およびB種種類株主等（第5条の3に定義する。）に対する剰余金の配当、C種優先配当金（第5条の4に定義する。）、C種累積未払配当金相当額（第5条の4に定義する。）、D種優先配当金（第5条の5に定義する。）ならびにD種累積未払配当金相当額（第5条の5に定義する。）の支払順位は、A種累積未払配当金相当額、C種累積未払配当金相当額およびD種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金、C種優先配当金およびD種優先配当金が第2順位、普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</p> <p>2. A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式およびD種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</p> <p>3. 当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数)</p> <p>第7条</p> <p>当会社普通株式の1単元の株式数は、100株とし、<u>A種種類株式</u>および<u>B種種類株式</u>の単元株式数は、それぞれ1株とする。</p>	<p><u>の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条</p> <p>当会社普通株式の1単元の株式数は、100株とし、<u>A種種類株式</u>、<u>B種種類株式</u>、<u>C種種類株式</u>および<u>D種種類株式</u>の単元株式数は、それぞれ1株とする。</p>

## 第2号議案 第三者割当による募集株式（C種種類株式及びD種種類株式）の発行の件

会社法第199条の規定に基づき、下記1. に記載の理由により、下記2. に記載の要領にて、株式会社日本政策投資銀行（以下「割当予定先」といいます。）に対する第三者割当による募集株式（C種種類株式及びD種種類株式）（以下「本種類株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本第三者割当増資は、第1号議案及び普通株主様による種類株主総会の株主総会参考書類に記載の議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、並びにA種種類株主様による種類株主総会及びB種種類株主様による種類株主総会において議案「定款一部変更の件」の承認が得られることを条件とします。

### 1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由

#### (1) 募集の目的及び理由

##### ①募集に至る経緯及び目的

当社は、企業理念に「環境と人にやさしい技術への貢献」を掲げており、この理念に基づき、地球環境・テクノロジー・世界情勢の変化を見据え、豊かな未来の創造と技術革新を実現する商品価値の継続的な提供によって夢を実現する技術に貢献することを当社の使命として事業活動を展開しております。当社は、2023年度から2025年度までを対象とする第10次中期経営計画に則り経営課題の解消と事業成長に努め、第10次中期経営計画で重点施策として掲げた導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサの増産などで一定の成果を得ましたが、国際情勢を発端とする市況変化やアルミ電解コンデンサの価格競争の激化による市場シェア悪化の影響により、第10次中期経営計画で定めた経営目標は大幅な未達となりました。

このような状況のもと、当社は2026年4月9日、2026年4月から開始する第11次中期経営計画（2026年度～2028年度）（以下「新中期経営計画」といいます。）を公表いたしました。新中期経営計画においては、市場に向けた商品提案力の強化と、中長期的な事業成長を見据えたマス（汎用品）市場及び成長市場での収益力向上を基本方針として掲げております。

マス（汎用品）市場では、最適地生産体制の構築と最適地購買の推進により価格競争力を高め、市場シェアの拡大を図ります。一方、成長市場においては、急速な拡大が見られるAIサーバー市場に注力し、AIサーバー向けデータセンターで需要が増加している大容量アルミ電解コンデンサの販売拡大を通じて高収益の実現を目指します。

これらの取り組みにより、高収益・高成長の実現を図るとともに、健全な財務基盤の構築を通じて企業価値を高め、ステークホルダーの皆様からの信頼・評価の向上に努めてまいります。

なお、新中期経営計画における成長市場での競争力強化と健全な財務基盤の確立を実現する

ためには、需要拡大が著しいAIサーバー市場向け大容量アルミ電解コンデンサ及びマス（汎用品）市場でのシェア向上に向けた投資が必要となります。

また、当社は、2023年10月10日「第三者割当による種類株式の発行、資本金及び資本準備金の額の減少、定款の一部変更、並びに種類株式の発行に係る資本金及び資本準備金の額の減少、並びに第三者割当による普通株式の発行に関するお知らせ」において公表したとおり、2023年当時において、2014年より継続していたアルミ電解コンデンサ等の取引に関する競争法関連の多額の損失計上による財務体質の悪化及び自己資本比率の低下を解消する必要性が生じていた一方で、第10次中期経営計画を開始し、先行き不透明な経営環境の中でも柔軟に対応しつつ、持続的成長の実現に向けた重点施策の推進を重要な課題と位置づけておりました。とりわけ、需要拡大が見込まれる導電性高分子ハイブリッドアルミ電解コンデンサ事業については、新工場建設による増産体制の整備を予定していたことから、これらの取り組みに必要な資金を確保するため、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合（以下「JIS3号ファンド」といいます。）を割当先として、A種種類株式（10,000,000,000円）及びB種種類株式（5,000,000,000円）を発行しております。当社は、これらの種類株式については、発行当初より、金銭を対価とする取得条項を用いて取得することにより普通株式を対価とする取得請求権による希薄化が顕在化することを可能な限り回避することを目指しておりましたが、①2026年1月13日付「台湾公平交易委員会との調停成立（和解）に関するお知らせ」において公表したとおり、アルミ電解コンデンサ等の取引に関する競争法関連の事案が全て終結したことから、同事案により当社の財務基盤に対する悪影響が生じる懸念がなくなったこと、また、②A種種類株式について、2026年4月1日以降、優先配当率が、年5.5%から年7.5%に上昇することや、金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付すべき金銭の額の算定において用いられる「償還プレミアム」が2026年7月1日以降は現状の1.085から1.100に上昇することにより、配当負担及び金銭償還の金額負担が増加する局面に差し掛かっていることを踏まえて、当初の目標どおり、A種種類株式について早期に金銭償還を実施すべきと考えました。

上記の現状を踏まえ、当社は、新中期経営計画における高成長・高収益を実現するため、AIサーバー市場向け大容量アルミ電解コンデンサ及びマス（汎用品）市場でのシェア向上に向けた成長資金を確保しつつ、A種種類株式の金銭償還実施後においても健全な財務基盤を維持し、また、配当負担及び金銭償還の金額負担の低減を図るべく、本第三者割当増資による新規の資本金調達が必要であるとの結論に至りました。

#### ②本第三者割当増資を選択した理由

当社は、A種種類株式の金銭償還実施後においても健全な財務基盤を維持し、また、既存株

主の皆様への希薄化による影響に配慮しつつ、AIサーバー市場向け大容量アルミ電解コンデンサ及びマス（汎用品）市場でのシェア向上に向けた成長資金の調達を確実に実施するという観点から、様々な資金調達の選択肢を検討してまいりました。2026年3月27日付「第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少、並びにA種種類株式の取得及び消却に関するお知らせ」に記載のとおり、2026年6月29日にA種種類株式の取得及び消却を実施することにより、当社の自己資本が減少することになります。一方で、AIサーバー市場向け大容量アルミ電解コンデンサの生産設備といった設備投資は投資回収に一定期間を要するため、長期かつ安定的な資金調達を行う必要があると考えました。かかる中で、金融機関等からの借入や社債発行による負債性の資金調達と比較し、資本性の資金調達を実施することが必要かつ適切であると考えました。

また、資金調達手法に関しては現在の経済情勢、資本市場の状況、当社を取り巻く経営環境、当社の財務状態及び経営成績、当社の直近の株価の状況等を勘案すると、公募増資や普通株式の第三者割当増資の実施は、相応の規模の普通株式の希薄化を直ちにもたらすことになり、株主の皆様に対して不利益を生じさせかねないこと、また株価水準次第では調達金額が変動し得ることから適切ではないと判断いたしました。さらに、既存株主の皆様に対して新株予約権を割り当てる新株予約権無償割当（ライツオフアリング）又は株式を割り当てる株主割当の実施は、株価動向等を踏まえた割当株主の判断により新株予約権が全て行使されるとは限らず、また、株主の皆様は株主割当に応じていただけたとしても限らないため、最終的な資金調達額が不明であり、現時点における当社にとっての選択肢としては適切ではないと判断いたしました。また、証券会社に新株予約権を割り当てるエクイティコミットメントラインについても同様の観点に加え、段階的ではあるものの相応の規模の普通株式の希薄化が発生することから適切ではないと判断いたしました。

これに対して、本第三者割当増資のような種類株式を用いた第三者割当増資は、必要金額の調達を確実に行うことができ、また、その商品設計によっては資本性の資金調達を行いつつ、急激な希薄化を回避することも可能であり、適切な外部投資家が選定できる限り、当社にとって最も有効な選択肢となり得ると考えました。この点、割当予定先である株式会社日本政策投資銀行は当社の主要取引金融機関であり、当社を取り巻く経営環境、経営状況及び当社の資本政策の考え方を十分にご理解いただいたこと等を総合的に勘案し、株式会社日本政策投資銀行を割当予定先とする本第三者割当増資を実施することといたしました。

なお、本種類株式は、A種種類株式と比較して優先配当率や取得価額等を考慮した実質的な経済条件が良化していると判断しております。新中期経営計画の達成に向け、本第三者割当増資の実施を通じて、2026年6月29日に行われる予定のA種種類株式の償還後においても健全な財務基盤を維持しつつ、成長領域における設備投資等の成長資金を調達することが、現時点

における当社が採り得る最善の選択であると判断いたしました。

## (2) 発行条件等の合理性

### ① 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、当社の置かれた経営環境及び財務状況、本種類株式の優先配当率、本種類株主が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件、第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）による価値算定結果等を考慮の上、割当予定先との間で締結した2026年3月27日付投資契約（以下「本投資契約」といいます。）の契約内容を含む本第三者割当増資に係る条件に関する交渉を重ねた結果、C種種類株式及びD種種類株式のいずれについても払込金額を1株当たり1,000,000円と決定いたしました。

当社としては、上記の交渉経緯及び当社の置かれた状況等に加えて、C種種類株式及びD種種類株式の商品性を踏まえれば割当予定先も本第三者割当増資を通じて相当のリスクを負担すること等を総合的に勘案すれば、かかる払込金額には合理性が認められると考えております。

もっとも、種類株式の価値評価に関しては様々な考え方があり得ることから、当社は、当社から独立した第三者評価機関である赤坂国際会計に対してC種種類株式及びD種種類株式の価値算定を依頼し、価値算定書（以下「本価値算定書」といいます。）を取得しております。赤坂国際会計は、C種種類株式及びD種種類株式に付された諸条件と一定の前提（当社普通株式の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、リスクプレミアム、取得条項、取得請求権等）を踏まえた、当社の行動に関する一定の仮定（金銭を対価とする取得条項の発動等）及び割当予定先の行動に関する一定の仮定（本種類株式に関する金銭を対価とする取得請求権の行使等）を参考に、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、C種種類株式及びD種種類株式のそれぞれについて公正価値を算定しております。本価値算定書においては、C種種類株式の価格は1株当たり約887,000円～1,012,000円、D種種類株式の価格は1株当たり約953,000円～1,062,000円とされております。

当社としては、上記のとおり、C種種類株式及びD種種類株式のいずれの払込金額についても合理性が認められると考えており、また、C種種類株式及びD種種類株式のいずれについても、上記の交渉経緯及び当社の置かれた状況等に加えて、赤坂国際会計による本価値算定書における上記評価結果等を踏まえても、会社法上、その払込金額（1株当たり1,000,000円）が割当予定先に特に有利な金額とまではいえないとの判断も合理的に可能と考えられるものの、非上場株式であるC種種類株式及びD種種類株式には客観的な市場価格がなく、その価値評価

に関しては様々な考え方があり得ることから、その払込金額（1株当たり1,000,000円）が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として発行することといたしました。

## ②発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本種類株式（C種種類株式6,000株及びD種種類株式3,000株）を発行することにより、総額9,000,000,000円を調達いたしますが、上述した本種類株式の発行の目的及び資金使途に照らしますと、本種類株式の発行数量も合理的であると判断しております。

なお、本種類株式については、株主総会における議決権はありません。また、C種種類株式には普通株式を対価とする取得請求権は付されておられません。

他方、D種種類株式には普通株式を対価とする取得請求権が付されております。D種種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、D種種類株式の発行による希薄化率は約9.36%となります。

このように、D種種類株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、当社の普通株式の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、①本種類株式による資金調達（総額9,000,000,000円）のうち6,000,000,000円は潜在的な普通株式の希薄化懸念のないC種種類株式により実施しており、D種種類株式による資金調達は3,000,000,000円と資金調達全体の3分の1に抑えられている点、②D種種類株式には、金銭対価の取得条項が付されているため、発行後1年が経過した後は、当社の判断で金銭償還することが可能であり、これにより普通株式を対価とする取得請求権の行使による普通株式の希薄化の発生を抑制することが可能な設計がなされている点（なお、全部の取得だけでなく一部の取得も可能な設計となっております。）、③本第三者割当増資に伴い、配当負担や金銭償還の金額負担を低減できるほか、A種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の行使に伴う普通株式の希薄化懸念（※）を解消できるため、全体として見れば普通株式の希薄化率は低下していると評価できる点、④D種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使は、当初1年間は行使ができず、さらに、本投資契約において、JIS3号ファンドが当社のB種種類株式の一切を保有しなくなった場合を除き、2029年6月29日を経過した場合にのみ行使を可能とする旨が合意されており、本第三者割当増資実施後に短期間で希薄化が顕在することがないように設計されている点等、D種種類株式の希薄化によって既存株主の皆様が生じ得る影響をより少なくするための方策を講じております。加えて本第三者割当増資により、2026年6月29日に予定しているA種種類株式の金銭償還後においても健全な財務基盤を維持した上で、成長分野における設備投資等のための成長資金を確実に

調達することが可能となることから、当社グループの中長期的な企業価値向上に寄与するものであり、ひいては株主価値の向上に資するものであると考えられます。

以上を踏まえれば、当社としては、本種類株式の発行により生じ得る希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(※) A種種類株式(10,000株)の全部について、現在の取得価額(1,289.10円)で2026年7月1日に普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定した場合、(A種累積未払配当金相当額(当社定款において定義します。))及びA種日割未払優先配当金額(A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額をいいます。))がいずれも存在しない前提で)普通株式8,533,085株(議決権数:85,330個(2026年3月末日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数(229,465個)に対する割合37.19%))が交付されることとなります。

## 2. 募集事項の内容

### (1) 募集株式の種類及び数

C種種類株式6,000株

D種種類株式3,000株

### (2) 募集株式の払込金額

#### ①C種種類株式

1株につき1,000,000円

#### ②D種種類株式

1株につき1,000,000円

### (3) 払込金額の総額

#### ①C種種類株式

6,000,000,000円

#### ②D種種類株式

3,000,000,000円

### (4) 増加する資本金及び増加する資本準備金の額

#### ①C種種類株式

増加する資本金の額 3,000,000,000円 (1株につき、500,000円)

増加する資本準備金の額 3,000,000,000円 (1株につき、500,000円)

#### ②D種種類株式

増加する資本金の額 1,500,000,000円 (1株につき、500,000円)

増加する資本準備金の額 1,500,000,000円 (1株につき、500,000円)

### (5) 払込期日

C種種類株式及びD種種類株式ともに2026年6月29日

### (6) 発行方法

第三者割当の方法により、株式会社日本政策投資銀行に全てのC種種類株式及びD種種類株式を割り当てる。

### (7) 募集株式の内容

C種種類株式及びD種種類株式の内容につきましては、第1号議案をご参照ください。

### 第3号議案 定款一部変更（2）の件

#### 1. 提案の理由

2026年6月29日に予定しているA種種類株式の取得及び消却に伴い、2026年6月30日を効力発生日として、A種種類株式に関する規定を削除するものであります。

なお、本定款変更については、第1号議案に係る定款変更の効力発生及びA種種類株式の取得及び消却が完了していることを条件とします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、5,500万株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 5,500万株 <u>A種種類株式 10,000株</u> B種種類株式 5,000株 C種種類株式 6,000株 D種種類株式 3,000株	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、5,500万株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 5,500万株 B種種類株式 5,000株 C種種類株式 6,000株 D種種類株式 3,000株

現 行 定 款	変 更 案
<p>(A種種類株式) 第5条の2</p> <p>1. <u>当社の発行するA種種類株式の内容は、次項から第9項までに定めるものとする。</u></p> <p>2. <u>剰余金の配当</u></p> <p>(1) <u>A種優先配当金</u> 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするとき、当該剰余金の配当の基準日（以下本条において配当基準日という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下本条においてA種種類株主という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下本条においてA種種類株主等という。）に対し、第5条の6第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下本条においてA種優先配当金という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) <u>A種優先配当金の金額</u> A種優先配当金の額は、配当基準日が2026年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、<u>1,000,000円</u>（以下本条において払込金額相当額という。）に、5.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2026年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合、<u>払込金額相当額に、7.5%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日</u>（ただし、当該配当基準日が2024年3月末日に</p>	<p>(A種種類株式) 第5条の2 <u>(削除)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>終了する事業年度に属する場合は、A種種類株式の発行日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。</p> <p>(3) 非参加条項          当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金およびA種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>(4) 累積条項          ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本号に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本項第2号に従い計算</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本項第2号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下本号において不足事業年度という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下本号において不足事業年度定時株主総会という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がA種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が2026年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率5.5%の利率で、当該事業年度が2026年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率7.5%の利率で、1年毎（ただし、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下本条においてA種累積未払配当金相当額という。）については、第5条の6第1項に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 残余財産の分配</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p><u>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第5条の6第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および本項第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下本条においてA種残余財産分配額という。）の金銭を支払う。ただし、本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下本条において分配日という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p>(2) 非参加条項</p> <p><u>A種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>(3) 日割未払優先配当金額</p> <p><u>A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前項第2号に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下本条においてA種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を日割未払優先配当金額という。）。</u></p> <p>4. 議決権</p> <p><u>A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>5. <u>普通株式を対価とする取得請求権</u></p> <p>(1) <u>普通株式対価取得請求権</u></p> <p><u>A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、次号に定める数の普通株式（以下本条において請求対象普通株式という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本条において普通株式対価取得請求という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。</u></p> <p>(2) <u>A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</u></p> <p><u>A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める普通株式対価取得プレミアムを乗じて得られる額ならびに(ii) A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額を、本項第3号乃至第6号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本項においては、A種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種種類株主等に対して配当される日」および日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を、それぞれ「普通株式対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</p> <p>本条において「普通株式対価取得プレミアム」とは、普通株式対価取得請求の効力が生ずる日が以下の各号のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。</p> <p>① A種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで：1.030</p> <p>② 2024年7月1日から2025年6月30日まで：1.060</p> <p>③ 2025年7月1日から2026年6月30日まで：1.085</p> <p>④ 2026年7月1日から2027年6月30日まで：1.100</p> <p>⑤ 2027年7月1日以降：1.110</p> <p>(3) 当初取得価額 1,364.3円</p> <p>(4) 取得価額の修正</p> <p>取得価額は、2023年12月31日およびそれ以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日（以下に定義する。）でない場合には翌取引日とする。以下本条において取得価額修正日という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する20取引日（売買高加重平均価格（以下本条においてVWAPという。）が発表されない日を除く20取引日とする。以下本号において取得価額算定期間という。）の株式会社東京証券取引所（以下本条において東京証券取引所という。）が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（なお、取得価額算定期間中に次号に規</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて当社が適当と判断する値に調整される。)の90%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正され(以下本条において、かかる修正後の取得価額を修正後取得価額という。)、修正後取得価額は取得価額修正日より適用される。ただし、修正後取得価額が955円(ただし、本項第6号の調整を受ける。以下本条においてA種下限取得価額という。)を下回る場合には、修正後取得価額はA種下限取得価額とする。</p> <p>本条において「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</p> <p>(5) 取得価額の調整</p> <p>(a) A種種類株式の発行日の翌日(同日を含む。)以降、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p> <p>①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそ</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>それぞれ読み替える。</u></p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p> <p>③本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換、会社分割もしくは株式交付により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下本条において取得価額調整式という。）により取</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下本条において株主割当日という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $  \begin{array}{r}  \text{調整後} \quad \text{調整前} \\  \text{取得価} \quad \text{取得価} \\  \text{額} \quad \text{額}  \end{array}  \times  \frac{  \begin{array}{r}  \text{新たに発行する} \\  \text{普通株式の数} \\  \text{(発行済} \\  \text{普通株式数} \\  \text{二} \\  \text{当社が保有} \\  \text{する普通株式} \\  \text{の数)} \\  \text{(発行済普通株式数} \\  \text{一当社が保有する普通株式の数)} \\  \text{+新たに発行する普通株式の数}  \end{array}  \times  \frac{  \begin{array}{r}  \text{1株当たり} \\  \text{払込金額}  \end{array}  }{  \begin{array}{r}  \text{普通株式1株} \\  \text{当たりの時価}  \end{array}  }  $ <p>④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、本</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>号 (d) に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>⑤行使することによりまたは当会社取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p> <p>(b) 本号 (a) に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>①合併、株式交換、株式交換もしくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の全部もしくは一部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>③その他、発行済普通株式数（ただし、<u>当社が保有する普通株式の数を除く。</u>）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(c) <u>取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>(d) <u>取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する20取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u></p> <p>(e) <u>取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本（e）により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p> <p>(6) <u>A種下限取得価額の調整</u>  前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、<u>A種下限取得価額についても、「取得価額」を「A種下限取得価額」に読み替えた上で、前号の規定を準用して同様の調整を行う。</u></p> <p>(7) <u>普通株式対価取得請求受付場所</u>  株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</u></p> <p>(8) <u>普通株式対価取得請求の効力発生</u>  <u>普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</u></p> <p>(9) <u>普通株式の交付方法</u>  <u>当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</u></p> <p>6. <u>金銭を対価とする取得請求権</u></p> <p>(1) <u>金銭対価取得請求権</u>  <u>A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部（ただし、一部の取得は、5,000株の整数倍の株数に限る。）を取得することを請求すること（以下本条において金銭対価取得請求という。）ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額ならびに(ii) A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、A種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種種類株主等に対して配当される日」および日</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>割未払優先配当金額の計算における「分配日」を、それぞれ「金銭対価取得請求の効力発生の日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>本条において「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。</u></p> <p>① <u>A種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで：1.030</u></p> <p>② <u>2024年7月1日から2025年6月30日まで：1.060</u></p> <p>③ <u>2025年7月1日から2026年6月30日まで：1.085</u></p> <p>④ <u>2026年7月1日から2027年6月30日まで：1.100</u></p> <p>⑤ <u>2027年7月1日以降：1.110</u></p> <p><u>(2) 金銭対価取得請求の効力発生</u></p> <p><u>金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が当会社に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</u></p> <p><u>7. 金銭を対価とする取得条項</u></p> <p><u>当社は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下本条において金銭対価償還日という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の10取引日（東京証券取引所において当社の普通株式の普通取引が行われる日をいう。）前までに書面による通知（撤回不能</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部(ただし、一部の取得は、5,000株の整数倍の株数に限る。)を取得することができる(以下本条において金銭対価償還という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に前項に定める償還係数を乗じて得られる額ならびに(ii)A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、A種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種種類株主等に対して配当される日」および日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を、それぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額および日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。</p> <p>8. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除  <u>当社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>9. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等</p> <p>(1) <u>当社は、A種種類株式について株式の分割または併合を行わない。</u></p> <p>(2) <u>当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p> <p>(3) <u>当社は、A種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u></p> <p>(B種種類株式)</p> <p>第5条の3</p> <p>1.～5. &lt;条文省略&gt;</p> <p>6. 金銭を対価とする取得条項</p> <p>当社は、B種種類株式の発行日以降いつでも、<u>A種種類株式の発行済株式（当社が有するものを除く。）</u>が存しないときに限り、<u>当社の取締役会が別に定める日（以下本条において金銭対価償還日という。）</u>が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の10取引日（東京証券取引所において当社の普通株式の普通取引が行われる日をいう。）前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部または一部（ただし、一部の取得は、1,000株の整数倍の株数に限る。）を取得することができる（以下本条において金銭対価償還という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して</p>	<p>(B種種類株式)</p> <p>第5条の3</p> <p>1.～5. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>6. 金銭を対価とする取得条項</p> <p>当社は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下本条において金銭対価償還日という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の10取引日（東京証券取引所において当社の普通株式の普通取引が行われる日をいう。）前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部または一部（ただし、一部の取得は、1,000株の整数倍の株数に限る。）を取得することができる（以下本条において金銭対価償還という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>交付するものとする。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>本条において「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。</p> <p>① B種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで：1.1</p> <p>② 2024年7月1日から2025年6月30日まで：1.255</p> <p>③ 2025年7月1日から2026年6月30日まで：1.415</p> <p>④ 2026年7月1日から2027年6月30日まで：1.605</p> <p>⑤ 2027年7月1日以降：1.805</p> <p>B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、B種種類株主から取得すべきB種種類株式を決定する。</p> <p>7.～8. &lt;条文省略&gt;</p> <p>(優先順位)</p> <p>第5条の6</p> <p>1. <u>A種優先配当金</u>（第5条の2に定義する。）、<u>A種累積未払配当金相当額</u>（第5条の2に定義する。）、<u>普通株主等</u>（第5条の3に定義する。）およびB種種類株主等（第5条の3に定義する。）に対する剰余金の配当、C種優先配当金（第5条の4に定義する。）、C種累積未払配当金相当額（第5条の4に定義する。）、D種優先配当金（第5条の5に定義する。）ならびにD種累積未払配当金相当額（第5条の5</p>	<p>金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>本条において「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。</p> <p>① B種種類株式の発行日の翌日から2024年6月30日まで：1.1</p> <p>② 2024年7月1日から2025年6月30日まで：1.255</p> <p>③ 2025年7月1日から2026年6月30日まで：1.415</p> <p>④ 2026年7月1日から2027年6月30日まで：1.605</p> <p>⑤ 2027年7月1日以降：1.805</p> <p>B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、B種種類株主から取得すべきB種種類株式を決定する。</p> <p>7.～8. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(優先順位)</p> <p>第5条の6</p> <p>1. 普通株主等（第5条の3に定義する。）およびB種種類株主等（第5条の3に定義する。）に対する剰余金の配当、C種優先配当金（第5条の4に定義する。）、C種累積未払配当金相当額（第5条の4に定義する。）、D種優先配当金（第5条の5に定義する。）ならびにD種累積未払配当金相当額（第5条の5に定義する。）の支払順位は、C種累積未払配当金相当額およびD種累積未払配当金相当額が第1順</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>に定義する。)の支払順位は、<u>A種累積未払配当金相当額</u>、<u>C種累積未払配当金相当額</u>および<u>D種累積未払配当金相当額</u>が第1順位、<u>A種優先配当金</u>、<u>C種優先配当金</u>および<u>D種優先配当金</u>が第2順位、普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</p> <p>2. <u>A種種類株式</u>、<u>B種種類株式</u>、<u>C種種類株式</u>、<u>D種種類株式</u>および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、<u>A種種類株式</u>、<u>B種種類株式</u>、<u>C種種類株式</u>および<u>D種種類株式</u>に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</p> <p>3. &lt;条文省略&gt; (単元株式数) 第7条 当会社普通株式の1単元の株式数は、100株とし、<u>A種種類株式</u>、<u>B種種類株式</u>、<u>C種種類株式</u>および<u>D種種類株式</u>の単元株式数は、それぞれ1株とする。</p>	<p>位、<u>C種優先配当金</u>および<u>D種優先配当金</u>が第2順位、普通株主等およびB種種類株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</p> <p>2. B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種種類株式、C種種類株式およびD種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</p> <p>3. &lt;現行どおり&gt; (単元株式数) 第7条 当会社普通株式の1単元の株式数は、100株とし、<u>B種種類株式</u>、<u>C種種類株式</u>および<u>D種種類株式</u>の単元株式数は、それぞれ1株とする。</p>

#### 第4号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

##### 1. 剰余金の処分に関する事項

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

減少する剰余金の項目及びその額、増加する剰余金の項目及びその額は次のとおりであります。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額  
その他資本剰余金 37,715,831,303円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 37,715,831,303円

##### 2. 期末配当に関する事項

当社の配当につきましては、長期的な安定配当の継続を基本とし、これに将来の研究開発・設備投資のための内部留保並びに各期の単独の業績及び連結の業績等を総合的に勘案して決定しております。この基本方針に基づき、当期の普通株式の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。また、A種種類株式及びB種種類株式については定款の定めに従い次のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、このたびの配当原資は、いずれもその他資本剰余金とすることを予定しております。

##### 普通株式

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20円 総額493,130,060円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月29日

##### A種種類株式

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社A種種類株式1株につき金55,000円 総額550,000,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月29日

B種種類株式


- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社B種種類株式 1株につき金15,514円70銭 総額46,559,614円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月29日

## 第5号議案 取締役6名選任の件


本総会終結の時をもって取締役全員7名が任期満了となりますので、経営体制の効率化を図るため1名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。


取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	<sup>こんのけんいち</sup> <b>今野 健一</b> (1965年12月25日生) <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div>	代表取締役社長、社長執行役員 経営戦略部担当、監査室担当	24回/24回 (100%)
2	<sup>いしのおさむ</sup> <b>石井 治</b> (1959年7月3日生) <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div>	取締役、専務執行役員 CFO、経理部担当、デジタル戦略部担当、 経営戦略部副担当	24回/24回 (100%)
3	<sup>いりえみねとし</sup> <b>入江 峰年</b> (1970年12月16日生) <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div>	取締役、上席執行役員、営業本部長	19回/19回 (100%)
4	<sup>みやのたすづこ</sup> <b>宮田 鈴子</b> (1955年4月2日生) <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="float: right; background-color: #cccccc; padding: 2px;">社外</div> <div style="float: right; background-color: #cccccc; padding: 2px;">独立役員</div>	社外取締役	24回/24回 (100%)
5	<sup>よしだひろし</sup> <b>吉田 浩</b> (1955年7月24日生) <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="float: right; background-color: #cccccc; padding: 2px;">社外</div> <div style="float: right; background-color: #cccccc; padding: 2px;">独立役員</div>	社外取締役	24回/24回 (100%)
6	<sup>なかのともみ</sup> <b>中野 智美</b> (1969年8月17日生) <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="float: right; background-color: #cccccc; padding: 2px;">社外</div> <div style="float: right; background-color: #cccccc; padding: 2px;">独立役員</div>	社外取締役	19回/19回 (100%)


候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	 <p data-bbox="293 500 500 571"> <small>こんのけんいち</small>  <b>今野 健一</b>            (1965年12月25日生)         </p> <p data-bbox="359 579 435 609">再任</p>	<p>1984年 4月 当社入社</p> <p>2011年 4月 当社生産本部モジュール生産企画部長</p> <p>2018年 6月 当社執行役員 製品事業統括 チップ形アルミ電解事業担当</p> <p>2019年 6月 当社上席執行役員 製品事業統括 総統括</p> <p>2020年 6月 当社上席執行役員 製品事業統括 総統括兼ケミコン東日本(株)代表取締役社長</p> <p>2021年 6月 当社上席執行役員 事業統括 総統括兼ケミコン東日本(株)代表取締役社長</p> <p>2023年 6月 当社取締役上席執行役員 事業統括 総統括兼ケミコン東日本(株)代表取締役社長</p> <p>2025年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 監査室担当</p> <p>2025年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 経営戦略部・監査室担当 現在に至る</p>	<p>普通株式 400株</p>
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            今野健一氏は、生産部門に長く携わり、現在は当社代表取締役社長を務めており、当社グループの事業及び製品・生産技術についての豊富な経験・スキルを有しております。この経験・スキルを活かし、取締役として当社グループの重要事項の決定、経営執行の監督及び当社グループの事業戦略に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p><b>【2025年度取締役会出席状況】</b>            24回／24回(100%)</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	 <p data-bbox="291 520 500 560">石 井 治</p> <p data-bbox="308 568 483 591">(1959年7月3日生)</p> <p data-bbox="359 598 432 625">再任</p>	<p>1984年 4 月 当社入社</p> <p>2009年 6 月 当社材料事業本部事業企画部長</p> <p>2014年 4 月 当社企画本部経理部長</p> <p>2014年 6 月 当社執行役員兼企画本部経理部長</p> <p>2016年 6 月 当社上席執行役員 原価企画部・経理部 担当兼経営戦略部副担当</p> <p>2019年 6 月 当社上席執行役員 IT業務改革部・経理部 担当兼経営戦略部副担当</p> <p>2020年 6 月 当社上席執行役員 経理部担当兼経営戦略部副担当</p> <p>2021年 6 月 当社取締役常務執行役員CFO兼経理部・経営戦略部担当</p> <p>2023年 6 月 当社取締役専務執行役員CFO兼経理部・経営戦略部担当</p> <p>2023年10月 当社取締役専務執行役員CFO兼経理部・経営戦略部・デジタル戦略部担当</p> <p>2025年 6 月 当社取締役専務執行役員CFO兼経理部・デジタル戦略部担当兼経営戦略部副担当 現在に至る</p>	<p>普通株式 0株</p>
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 石井治氏は、経理部門、材料事業部門を経て、現在は当社取締役に務めており、当社グループにおける豊富な経験・スキルと財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。この経験・スキルを活かし、取締役として当社グループの重要事項の決定、経営執行の監督及び財務戦略に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p><b>【2025年度取締役会出席状況】</b> 24回/24回(100%)</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	 <p data-bbox="293 533 500 576">いり え みね とし <b>入 江 峰 年</b></p> <p data-bbox="300 582 492 601">(1970年12月16日生)</p> <p data-bbox="359 610 435 641"><b>再 任</b></p>	<p data-bbox="553 170 1143 500">1998年 9 月 当社入社 2020年 4 月 Europe Chemi-Con (Deutschland) GmbH代表取締役社長 2023年 4 月 United Chemi-Con, Inc.代表取締役社長兼Europe Chemi-Con (Deutschland) GmbH代表取締役会長 2024年 6 月 当社執行役員兼営業本部長兼United Chemi-Con, Inc.代表取締役社長 2025年 6 月 当社取締役上席執行役員兼営業本部長兼United Chemi-Con, Inc.代表取締役社長 現在に至る</p> <p data-bbox="571 511 777 533">【重要な兼職の状況】</p> <p data-bbox="553 541 1130 734">United Chemi-Con, Inc. 代表取締役社長 Europe Chemi-Con (Deutschland) GmbH 取締役 上海貴弥功貿易有限公司 董事 Hong Kong Chemi-Con Ltd. 取締役 Singapore Chemi-Con (Pte) Ltd. 取締役 Chemi-Con Electronics (Thailand) Co.,Ltd. 取締役</p>	<p data-bbox="1233 427 1332 480">普通株式 0株</p>
<p data-bbox="278 749 560 772">【取締役候補者とした理由】</p> <p data-bbox="264 777 1345 911">入江峰年氏は、海外営業部門に長く携わり、現在は当社取締役及び海外子会社の役員を務めており、当社グループの事業及び国際的な営業・マーケティングについての豊富な経験・スキルを有しております。この経験・スキルを活かし、取締役として当社グループの重要事項の決定、経営執行の監督及び当社グループの営業・マーケティング戦略に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p data-bbox="264 916 601 938">【2025年度取締役会出席状況】</p> <p data-bbox="264 943 485 966">19回／19回(100%)</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
4	 <p data-bbox="291 480 495 548"> <b>宮 田 鈴 子</b>  <small>(1955年4月2日生)</small> </p> <p data-bbox="359 556 435 586">再 任</p> <p data-bbox="359 594 435 624">社 外</p> <p data-bbox="337 639 450 669">独立役員</p>	<p data-bbox="548 170 1161 730"> 1980年4月 (株)テレビ東京入社  2007年7月 同社報道局次長兼取材センター長  2009年6月 同社コンプライアンス統括局長  2010年10月 (株)テレビ東京ホールディングスコンプライアンス局長  2012年6月 同社取締役法務・契約局担当兼(株)テレビ東京取締役  2014年6月 (株)テレビ東京ホールディングス常務取締役 法務・契約担当  2016年6月 同社常務取締役法務統括兼リスク管理委員会委員長兼情報セキュリティ統括責任者兼個人情報管理統括責任者  2017年6月 同社専務取締役法務統括兼リスク管理委員会委員長兼情報セキュリティ統括責任者兼個人情報管理統括責任者  2019年6月 同社内部監査室特別専門委員兼(株)テレビ東京制作監査役兼(株)テレビ東京ミュージック監査役  2021年6月 当社社外取締役  現在に至る </p> <p data-bbox="269 737 1347 1043"> <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b>  宮田鈴子氏は、(株)テレビ東京ホールディングスの法務部門、リスク管理部門で経営に携わり、当該分野における豊富な経験・スキルと見識を有しております。その経験・スキルと見識に基づき、当社の経営を客観的な立場から監督していただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には、その経歴から培った経験・スキルと見識に基づき、特に企業経営と法務・リスク管理に関して、独立した客観的な立場からの監督を期待します。また、同氏が選任された場合は、指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として客観的中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は2021年6月に当社の社外取締役として就任しており、本総会終結の時をもって、その在任期間は5年であります。  <b>【2025年度取締役会出席状況】</b>  24回／24回(100%) </p>	普通株式 0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	 <p data-bbox="284 465 503 533">よし だ ひろし <b>吉 田 浩</b> (1955年7月24日生)</p> <p data-bbox="337 541 450 579"><b>再任</b></p> <p data-bbox="337 586 450 624"><b>社外</b></p> <p data-bbox="337 632 450 669"><b>独立役員</b></p>	<p>1979年4月 旭化成(株)入社</p> <p>2012年4月 旭化成ケミカルズ(株)執行役員</p> <p>2014年4月 同社取締役常務執行役員</p> <p>2016年4月 旭化成(株)上席執行役員兼高機能ポリマー事業本部長</p> <p>2017年4月 同社常務執行役員兼高機能ポリマー事業本部長</p> <p>2018年4月 同社専務執行役員兼高機能ポリマー事業本部長</p> <p>2019年4月 同社副社長執行役員マテリアル領域担当兼旭化成アドバンス(株)担当兼Asahi Kasei Europe GmbH担当</p> <p>2019年6月 同社取締役副社長執行役員マテリアル領域担当兼旭化成アドバンス(株)担当兼Asahi Kasei Europe GmbH担当</p> <p>2022年4月 同社取締役</p> <p>2022年6月 同社顧問</p> <p>2023年6月 当社社外取締役 現在に至る</p>	<p>普通株式 0株</p>
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>吉田浩氏は、旭化成(株)のマテリアル領域で経営に携わり、当該分野並びに営業・マーケティングにおける豊富な経験・スキルと見識を有しております。その経験・スキルと見識に基づき、当社の経営を客観的な立場から監督していただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には、その経歴から培った経験・スキルと見識に基づき、特に企業経営と営業・マーケティングに関して、独立した客観的な立場からの監督を期待します。また、同氏が選任された場合は、指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として客観的中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は2023年6月に当社の社外取締役として就任しており、本総会終結の時をもって、その在任期間は3年であります。</p> <p><b>【2025年度取締役会出席状況】</b> 24回/24回(100%)</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
6	 <p style="text-align: center;">なか の とも み <b>中野智美</b> (1969年8月17日生) <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b></p>	<p>1992年4月 中央信託銀行(株)入行(現三井住友信託銀行(株))</p> <p>1999年10月 朝日監査法人入所(現有限責任あずさ監査法人)</p> <p>2003年3月 公認会計士登録</p> <p>2007年2月 新日本監査法人入所 (現EY新日本有限責任監査法人)</p> <p>2013年8月 税理士登録 中野智美公認会計士・税理士事務所 代表 現在に至る</p> <p>2015年6月 (株)八千代銀行社外監査役 (現(株)きらぼし銀行)</p> <p>2018年5月 (株)きらぼし銀行社外監査役</p> <p>2021年11月 ユニデンホールディングス(株)社外取締役 (監査等委員)</p> <p>2024年6月 日本調剤(株)社外取締役 (監査等委員) 兼 (株)めぶきフィナンシャルグループ社外取締役 (監査等委員) 現在に至る</p> <p>2024年11月 ヘルスケア&amp;メディカル投資法人監督役員 現在に至る</p> <p>2025年6月 当社社外取締役 現在に至る</p> <p>【重要な兼職の状況】 中野智美公認会計士・税理士事務所 代表 (株)めぶきフィナンシャルグループ 社外取締役 (監査等委員) ヘルスケア&amp;メディカル投資法人 監督役員</p>	普通株式 0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 中野智美氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、長年公認会計士としてご活躍され、社外役員の経験もございます。同氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、監査業務についての豊富な経験・スキルがあることから、当社の経営を客観的な立場から監督していただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏には、その経歴から培った経験・スキルと見識に基づき、特に財務・会計に関して、独立した客観的な立場からの監督を期待します。また、同氏が選任された場合は、指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として客観的中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は2025年6月に当社の社外取締役として就任しており、本総会終結の時をもって、その在任期間は1年であります。</p> <p>【2025年度取締役会出席状況】 19回/19回(100%)</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 中野智美氏は、2026年6月25日をもって日本調剤(株)社外取締役(監査等委員)を退任される予定であります。
3. 宮田鈴子、吉田浩及び中野智美の3氏は、社外取締役候補者であります。
4. 宮田鈴子、吉田浩及び中野智美の3氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出てお


- ります。
5. 当社は、宮田鈴子、吉田浩及び中野智美の3氏との間で会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その概要は、社外取締役の責任の限度を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。宮田鈴子、吉田浩及び中野智美の各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、本契約を継続する予定であります。
  6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、すべての被保険者についてその保険料を当社が全額負担することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各氏は本契約の被保険者に含まれることとなり、本保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
  7. 各候補者は、当社のA種種類株式及びB種種類株式を保有しておりません。

## 第6号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役土居正明氏が任期満了となりますので、これに伴い監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
 <p><b>土居正明</b> (1960年9月15日生)</p> <p><b>再任</b></p> <p><b>社外</b></p> <p><b>独立役員</b></p>	<p>1986年10月 監査法人朝日新和会計社入所（現有限責任あずさ監査法人）</p> <p>1990年8月 公認会計士登録</p> <p>2006年5月 同法人代表社員（パートナー）</p> <p>2012年7月 同法人常務理事・大阪統括事務所第2事業部長</p> <p>2021年7月 土居公認会計士事務所 所長 現在に至る</p> <p>2022年6月 当社社外監査役 現在に至る</p> <p>2024年6月 神鋼鋼線工業(株)社外監査役 現在に至る</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 神鋼鋼線工業(株) 社外監査役</p>	<p>普通株式 0株</p>
<p>【社外監査役候補者とした理由】 土居正明氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、製造業を含む幅広い監査業務の経験があり、公認会計士として長年ご活躍されました。同氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、監査業務についての豊富な経験・スキルがあることから、当社の経営を客観的な立場から監査していただけるものと考え、社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は2022年6月に当社の社外監査役として就任しており、本総会終結の時をもって、その在任期間は4年であります。</p> <p>【2025年度取締役会出席状況】 23回／24回(96%)</p> <p>【2025年度監査役会出席状況】 17回／18回(94%)</p>		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 土居正明氏は、社外監査役候補者であります。

3. 土居正明氏は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

4. 当社は、土居正明氏との間で会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。土居正明氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしておりま

す。なお、すべての被保険者についてその保険料を当社が全額負担することとしております。土居正明氏の選任が承認された場合、同氏は本契約の被保険者に含まれることとなり、本保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。


6. 候補者は、当社のA種種類株式及びB種種類株式を保有しておりません。

## 第7号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
 <p>あかつき たくや <b>曉 琢也</b> (1970年11月9日生)</p> <p><b>社外</b></p> <p><b>独立役員</b></p>	<p>2001年10月 大阪弁護士会登録 2008年 8月 あかし法律事務所パートナー 2012年 3月 (株)名畑監査役 現在に至る 2015年 4月 黎明国際法律事務所 代表 (現黎明法律事務所) 現在に至る 2016年 3月 セーラー万年筆(株)社外取締役 (監査等委員)</p> <p>[重要な兼職の状況] 黎明法律事務所 代表 (株)名畑 監査役</p>	<p>普通株式 0株</p>
<p><b>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</b> 曉琢也氏は、長年弁護士としてご活躍され、監査役として会社の経営に関与された経験もございます。同氏には、弁護士としての国内外での豊富な経験・スキルがあることから、当社の経営を客観的な立場から監査していただけるものと考え、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 曉琢也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 曉琢也氏は独立役員としての要件を満たしており、監査役に就任された場合、東京証券取引所に対し同氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 曉琢也氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、すべての被保険者についてその保険料を当社が全額負担することとしております。曉琢也氏が監査役に就任された場合、同氏は本契約の被保険者に含まれることとなり、本保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 候補者は、当社のA種種類株式及びB種種類株式を保有しておりません。

(ご参考) 第5号議案及び第6号議案が原案どおり承認可決されますと、役員構成は次のとおりとなります。

氏名	属性	当社における地位	年齢	性別	在任年数	スキル・経験					
						企業経営	研究開発・製造・品質	営業・マーケティング	法務・サステナビリティ	財務・会計	国際的経験
こんのけんいち 今野健一		代表取締役社長 (社長執行役員)	60	男性	3	○	○				
いしのおさむ 石井治		取締役 (専務執行役員)	66	男性	5	○				○	○
いりえみねとし 入江峰年		取締役 (上席執行役員)	55	男性	1	○		○			○
みやたすずこ 宮田鈴子	社外 独立役員	取締役	71	女性	5	○			○		
よしだひろし 吉田浩	社外 独立役員	取締役	70	男性	3	○		○			
なかのともみ 中野智美	社外 独立役員	取締役	56	女性	1					○	
ほりのしゅんいち 堀野俊一		常勤監査役	62	男性	2					○	○
いちハラひろかず 市原博和		常勤監査役	64	男性	1	○	○				
どいまさあき 土居正明	社外 独立役員	監査役	65	男性	4					○	
おがわかおる 小川薫	社外 独立役員	監査役	68	男性	2				○	○	

(注) 1. 代表取締役及び執行役員は本総会後の取締役会にて、常勤監査役はその後の監査役会にて決定いたします。

2. 上記の一覧表は、取締役及び監査役の有するすべてのスキルや経験を表すものではありません。

以上

【普通株主様による種類株主総会】  
株主総会参考書類

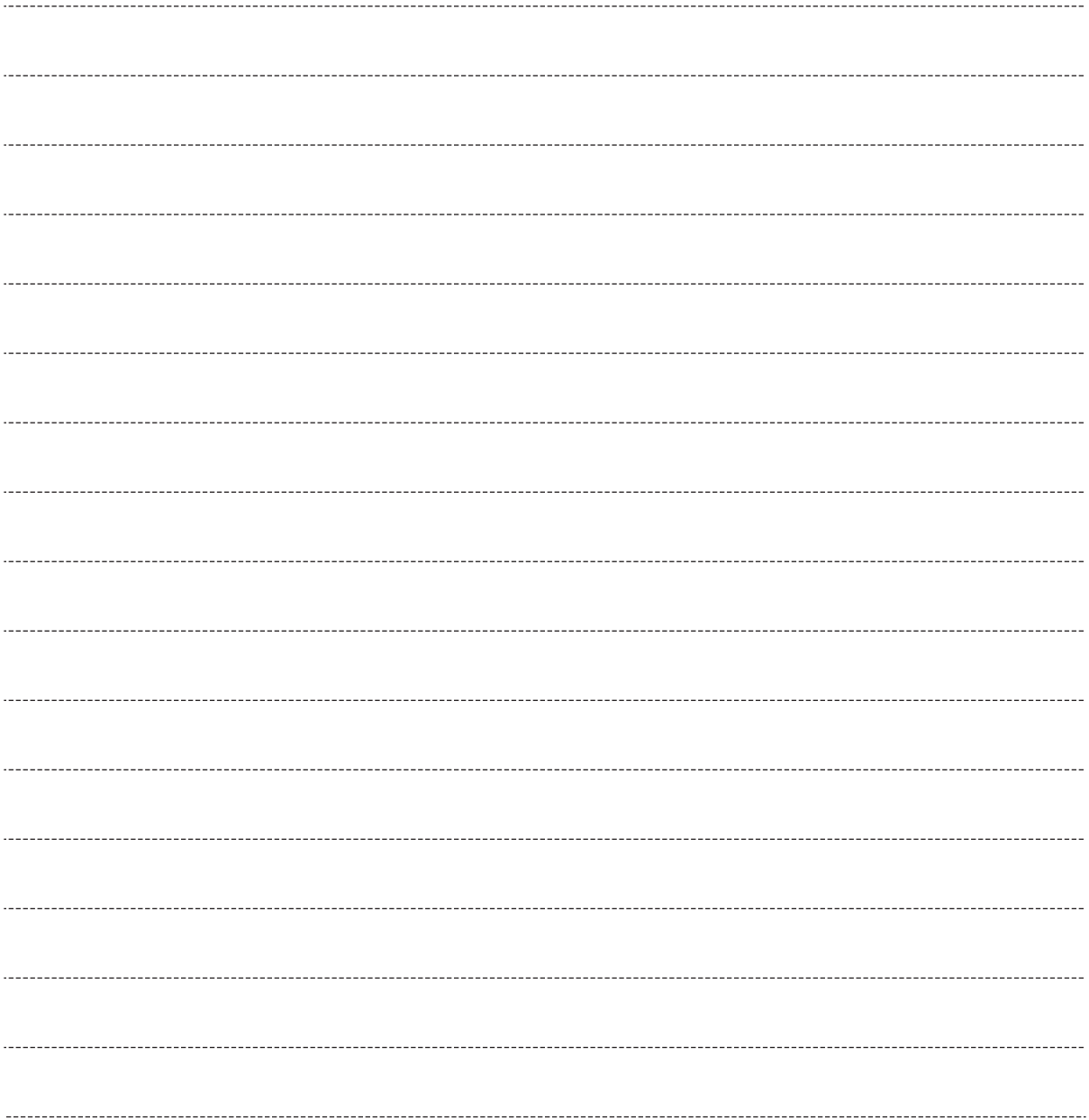
**議案及び参考事項**

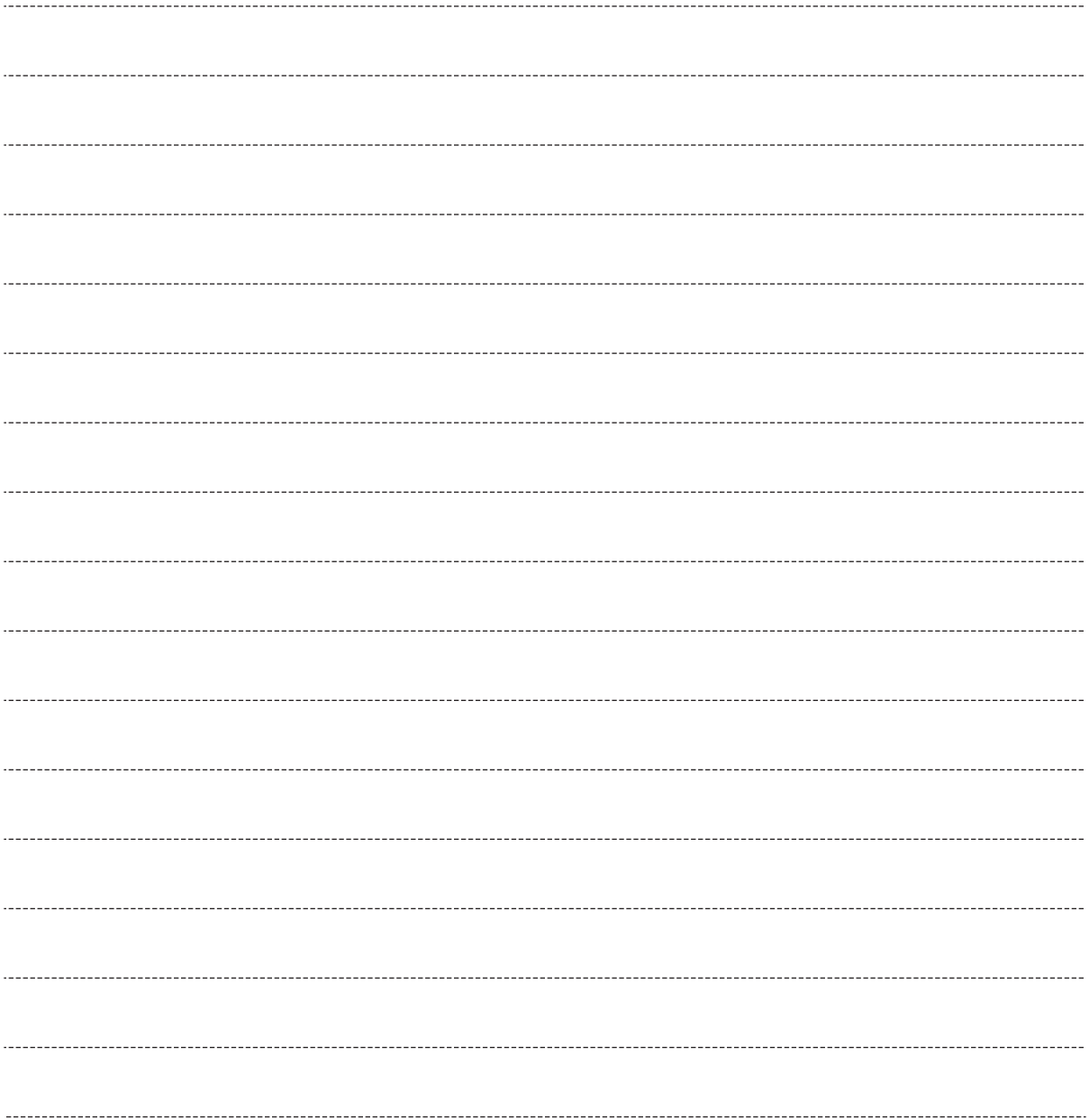
**議案** 定款一部変更の件

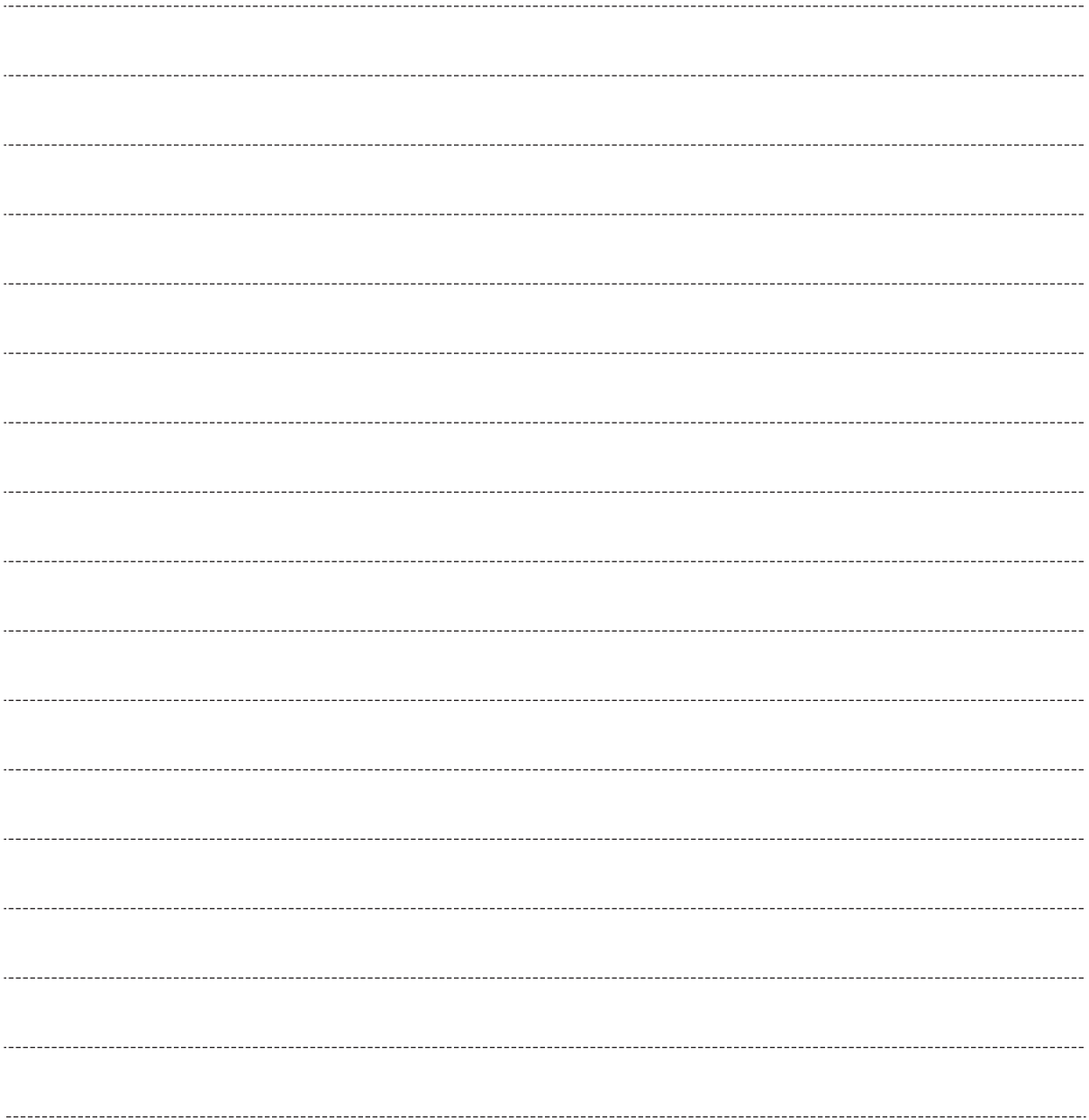
定時株主総会の株主総会参考書類に記載の第1号議案「定款一部変更（1）の件」の内容と同一であります。

以 上









# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都品川区大崎五丁目6番4号  
都五反田ビル東館5階 当社研修室 電話 03-5436-7711



最寄駅 東急池上線 大崎広小路駅より徒歩約2分  
JR山手線 五反田駅西口より徒歩約6分  
都営地下鉄浅草線 五反田駅A3出口より徒歩約6分

※ 会場には駐車場の用意がございませんので、ご了承下さい。

第73期定時株主総会より、公平性の観点から、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産を取りやめさせていただきました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

